

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

## 公用車管理規程

(趣 旨)

**第1条** この規程は、法令その他別に定めのあるもののほか、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「**本会**」という。）の公用車の管理および使用についての必要な事項を定め、公用車の効率かつ経済的な運用と安全運転の推進を図ることを目的とする。

(定 義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 本会が所有する車両で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「**法**」という。）第2条に規定する自動車および原動機付自転車をいう。
- (2) 管理責任者 事務局長がこれにあたるものとし、会長が任命する。
- (3) 車両管理者 公用車を所管する部署の安全運転管理者もしくは所属長をいう。
- (4) 安全運転管理者 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「**道交法**」という。）第74条第2項の規定に基づき、本会会長が任免した職員をいう。
- (5) 運転者 第5条の規定に基づき、公用車の運転を承認された職員をいう。

(管理責任者の責務)

**第3条** 管理責任者は、その管理する車両について、次の事項を行うものとする。車両の処分及び新規取得に関する事項

(車両管理者の職務)

**第4条** 車両管理者は、次に掲げる職務を行なうものとする。

- (1) その所管する公用車（以下「**所管車両**」という。）の使用承認に関すること。
- (2) 所管車両の点検及び整備に関すること。
- (3) 所管車両の鍵の保管に関すること。

- (4) 交通事故の調査及び処理に関する事。
- (5) 所管車両の運行管理に関する事。
- (6) 運転者に対する日常の安全運転管理の指導教育及び監督に関する事。
- (7) 公用車による交通事故防止対策に関する事。
- (8) その他必要と認める事項に関する事。

(運転者)

**第5条** 公務に従事するため車両管理者が必要と認めた場合において、職員で道交法第92条に規定する運転免許証(以下「免許証」という。)の交付を受けた者を運転者とする事ができる。

- 2 運転者は交通規則を厳守し、常に安全運転を心掛け事故防止に努めなければならない。
- 3 運転者は、免許証の写しを本会に提出しなければならない。
- 4 運転者は、免許証の記載事項に変更があったとき、又は運転免許の取消し、停止若しくは資格を喪失したときは、速やかに所属長を経て会長に届けなければならない。

(使用の承認等)

**第6条** 運転者は、公用車を運転しようとするときは、事前に車両管理者の承認を受けるものとする。ただし、車両管理者の不在等、事前に承認を受けることができない場合は、事後にその承認を受けるものとする。

- 2 車両管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運転者に対し運転を指示してはならない。
  - (1) 運転者が、疾病、疲労その他の理由により、安全運転をすることができないおそれがあるとき。
  - (2) 運行前点検が実施されないとき。
  - (3) その他公用車を運転させることが適当でないとき

(運行日誌)

**第7条** 公用車には運行日誌を備え付け、運転者は、運行の都度、所定事項を記録しなければならない。

- 2 車両管理者は、定期的に運行日誌の点検を行わなければならない。

(公用車の保管)

**第8条** 運転者は、運行を終えて帰所したときは、直ちに公用車を所定の場所に格納し、その鍵を所定の場所に返納しなければならない。

- 2 車両管理者は、常に公用車の格納に注意し、防火、洗車、盗難予防その他公用車の保全に努めなければならない。

(公用車の点検)

**第9条** 公用車を使用する者は、その運行開始前において運行前点検を行わなければならない。

(事故の措置)

**第10条** 公用車の使用中に事故が発生したときは、運転者または同乗した職員は、速やかに事故の状況等を上司に報告して指示を受けなければならない。

2 運転者は、交通事故報告書を作成し、会長に提出しなければならない。この場合において、運転者が報告できないときは、当該公用車を使用した部署等の所属長が事故等の状況を調査し報告しなければならない。

(事故等の補償)

**第11条** 本会は、乗務中における公用車の事故等については、原則としてその損害を補償する。ただし、公用車運転中に職員が故意または重大な過失により事故を起こし、そのために本会が第三者に賠償した損害額または車両の故障の修理に要した費用については、本会は当該損害額または修理に要した費用の範囲内において、当該職員に求償することができる。

(その他)

**第12条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。